議会だより

第一回定例会
昭和52年度予算など議決

昭和52年第一回定例会は、3月11日招集され、3月25日までの会期15日間で審議されました。

この定例会は、各会計予算を通じて村長の施政方針が示される重要な議会で、提出された条例案13件、予算案8件、追加議案3件に活発な論議が行なわれました。

主な議件は、次のとおりです。

◎**一部事務組合の規約等の変更について**

本村が加入している町村職員退職手当組合などの規約を、加入団体の名称変更等のため、変更したいとするもので、原案通り可決されました。

◎**文化財保護条例の全部改正**

県文化財保護条例の改正により、従来からの有形文化財、天然記念物、無形文化財の他に、民俗文化財を加え、更に指定した文化財の管理、修理、解除の方法等を詳しく規定したもので、原案通り可決されました。

◎**奨学金貸与条例の一部改正**

村では、学業に優れ、かつ心身共に健全な者であって経済的な理由により就学が困難なものに奨学金を貸与していますが、この奨学金を、四月から高校生月額五千円、大学生月額壱万円とするもので、原案通り可決されました。

◎**国民健康保険条例の一部改正**

この改正は、助産費を社会保険加入者との均衡上、四月一日以降四万円から六万円に改正したいとするもので原案通り可決されました。

◎**育児休業に係る給与等に関する条例の制定**

保母等の職務の特殊性に鑑み、継続して勤務できるように、子供が満一才に達するまでの間、村長の許可を受けて無休で休業し、育児期間終了後、職務に復帰できるよう条例を制定するもので、原案通り可決されました。

◎**三役、議員、教育長その他の特別職の報酬等の一部改正**

一月二十二日の特別職報酬審議会の答申を受けて、三役、議員の報酬等を改正し、併わせて、教育長、農業委員等を改正するもので原案通り可決されました。

◎**消防団員の報酬等の改正**

各種報酬等の改正に伴ない、団長年額三万壱千円に、団員年額五千円（その他の幹部も改正）とするもので、原案通り可決されました。

◎**昭和51年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）**

当初見積った療養費が、12月末の推測で五%程度下回ることが確実となり、このため、国庫補助金等を減額して予算総額を一億一千五百二万九千円とするもので、原案通り可決されました。

◎**昭和51年度簡易水道特別会計補正予算（第三号）**

給水をするポンプ等の電気料の不足、浄水場の除雪費等三十二万円を追加し、予算総額を二千三十六万六千円にするもので、原案通り可決されました。

◎**昭和51年度上越新幹線建設事業特別会計補正予算（第三号）**

第一期用排水路本設工事が終了したため、工事費用の精算をし、一般財源の残額百十万円を一般会計に繰出し、予算総額を参百二十五万八千円とするもので、原案通り可決されました。

◎**昭和51年度一般会計補正予算（第九号）**

今回の補正予算は、四百六十三万五千円を減額し、予算総額を五億五千三百七十八万四千円とするもので、主な内容は次の通りです。

継続費の補正

庁舎建設を二ケ年の継続事業とし、当初一億七千六百万円で計画しましたが、入札が終り、工事費が決定したので、一億六千五百二十一万円に減額したものです。

繰越明許費の補正

曲通地内で実施する中ノ口川浸透水排除事業（九百九十万円）が年度内に完成が見込まれなくなったため、工事費相当額の予算を次年度に繰越すものです。

才入才出予算の補正

才入では、村税等百四十八万六千円、自動車取得税交付金八十八万二千円、国県支出金五十六万円、財産収入百六十万円、諸収入二百五十五万二千円、村債千六百六十万円などで、他に庁舎建設基金からの繰入金を二千九百五十八万円減じました。

才出では、庁舎建設工事費千八百万円を減額し、同基金に七百十八万九千円を積立てました。

その他、除雪費として三百八十万円を増額したほか、各項目の計数を整理しました。

◎**昭和52年度一般会計及び特別会計予算**

概要は別掲のため省略。これらの会計を議会では、三月十七日に予算特別委員会（委員長関根益夫議員）を設置し、四日間にわたり慎重に審議され、本会議でも委員長報告通り次の意見を付して原案通り可決されました。

▼**国民健康保険特別会計予算**

(一)育児手当、葬祭費の引き上げについて補正予算で検討し、善処されたい。

(二)一般会計からの繰入金が、実態から見て不充分と思われるので、考慮のうえ、善処されたい。

(三)国保制度の抜本的改正について国県に積極的に働らきかけ、国保財政の確立、被保険者負担の軽減を図られたい。

▼**簡易水道特別会計予算**

(一)メーターの取替工事は、効率的作業で早急に実施されたい。

(二)才入（料金値上げによる増収分）について的確に把握し、財源の有効利用のため、施設改善計画資金とするなど、実情にあわせた予算措置を講じられたい。

(三)財源確保と新規加入の促進を図られたい。

(四)職員の動務を厳正にすると同時に、職務に必要とされる技能等の教育、研修を実施し、断水がないよう留意されたい。

(五)資材、材料の受け払いについては、厳正に取扱われたい。

▼**一般会計予算**

(一)前年度会計の保留財源については、早急に臨時会を開き、財政調整基金制度を採用し、同基金への積立てを行なうほか、雪害による損傷、補修復旧等についても有効な予算措置をされたい。

(二)議会等の研修旅費については、村の重点事業に見あわせ、補正予算で措置願いたい。

(三)議会報の発行について編集、予算等について、総文委員会で具体的に検討するなど、発刊の準備を願いたい。

(四)庁舎建設にかかる起債の処理、並びに資金計画、及び備品購入や維持管理費等について、庁舎健設特別委員会と密接な連携を進め、早急に検討されたい。

(五)保育園の遊戯室の屋根を改修し、園児が炎暑に悩まされないよう施設改善の予算措置をされたい。

(六)集団検診がしやすい環境をつくるよう、強力に推進されたい。

(七)保健衛生委員協議会補助金の執行については、社会衛生常任委員会に協議して検討されたい。

(八)家庭奉仕員、助産婦の従事配分等の問題を充分検討されたい。

(九)村補助金の効率を高めるため実態を調査し、全員協議会に諮問し、協議願いたい。

(十)農業経営の後継者育成については、意欲ある青少年を中心に指導育成に努力し、先進地視察などの積極的な施策を講じられたい。

(十一)土木工事費の執行については、全員協議会に諮り、計画を確立されたい。尚、この答申に沿い、工事が円滑にできるよう、努力されたい。

(十二)県道糸郷屋～白根線の整備促進を隣接町村と協調し、早期完成するよう、努力されたい。

(十三)大別当に通ずる産業道路の延長については、計画道路であるので今年中に実施願いたい。

(十四)土木工事は、入札前に工事内容を説明して頂きたい。

(十五)軍部用水の改修に伴ない、将来の防火用水確保を充分考慮し、工事については遺憾のないようにされたい。

(十六)学校図書については、整備、充実をはかられたい。

◎**財政調整基金条例の制定及び同基金への積立について**

前記予算委員会の要望意見に応え、将来の財政対策として、前年度会計の剰余金を五百万円見込んで、同基金に積立てることにしたもので、原案通り可決されました。

施政方針要旨

村民総参加で
安全で豊かな地域社会建設を！

本年は、村長就任三年目を迎えるにあたり、更に決意を新たにして、真剣に村政発展のため、とり組んで参る覚悟であります。

年度の初めにあたり、施政の基となる方針の一端を申しのべ、皆様の御比判と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

昭和五十二年度は経済の年と言われていますが、景気回復の見通しは、残念ながら楽観を許さない情況下の中で、政策努力でこのむずかしい局面を切り開いていきたいと考えている次第であります。

今年は、モデル事業計画を機に致しまして、五十年代の村政のあるべき姿を明らかにする必要性が生れてきたと思います。このため五十二年度から六十年度までに農、工、商業の調和を図り、農村環境、生活環境の振興計画を策定する所存でございます。

そして、魅力ある地域社会の形成、即ち、物心ともに充実した生活を可能にする地域社会を作り、月潟に生れ育ち、生活する人々にとって、働き、生産し、所得を得ると共に、安全で快適な生きがいのある環境が確保された社会で、地域の特性を生かした産業の振興を積極的かつ計画的に進めるつもりでおります。

そのため、村民の連帯と協調、参加と合意のもとで村民のなかから盛り上げ、実現して参りたいと考えている次第でございます。

一、秩序と調和のある清潔な村づくり

二、便利で安全な暮し

三、健康で快適な毎日を

四、文化を高める心にゆとりを

五、公害のない産業で豊かな村を

以上を五つの柱として村民の総意と積極参加と協力によって安全で豊かな地域社会の建設を目指して行きたいと思います。

又、五十二年度村政の基本姿勢と致しましては、

一、社会福祉の充実向上

福祉の充実は、行政の中心課題であります。村と致しましては、老人対策を中心に福祉施策を積極的に推進します。

一、生活環境の整備

一、地域産業の振興

生活環境の整備、地域産業の振興策については、前段に申し述べた農村環境整備モデル事業に伴ない、道路整備、宅地排水整備、農村公園、部落集落センター等総合整備計画を早急に作成し、対処しなければならないと考えます。

一、教育文化の振興

相互理解と協力による人間性豊かな「明るい村づくり」は、即人造りからであります。

幸い統合によってあいた西小学校の施設々備を、社会教育の場として活用するため、四月中にも環境を整え、村民の皆様に活用して頂く所存であります。

スポーツ少年団の柔道をはじめ、青年学級、家庭教育学級、婦人学級、その他村民全員の方々に大いに活用して頂きたいと思っております。

教育委員会の中の指導体制として、今年中に社会教育主事の資格を取得し、来年は、派遣社会教育主事を県から配当してもらうことによって、より一層の社会教育の充実を図る所存です。

以上、所信の一端を申し述べましたが、厳しい財政のなかにおきましても、さらに一層の創意工夫をこらし、村民生活向上のため努力する覚悟であります。皆様のご協力をお願いして施政方針といたします。

昭和52年度
一般会計予算

5億9千6百49万円
……庁舎建設を柱に……

三月十一日に招集された第一回定例会で、昭和52年度の村の方針とも言うべき各会計の予算が議決されました。

一般会計予算では、経済不況のなかで、税収を始め地方交付税など、才入の中心となる一般財源の伸びが期待できないなかで庁舎の建設を完成させなければならない状態で、厳しい予算となりましたが、その中でも住民サービスの低下とならないように最大限の努力をした予算です。

予算の総額では、五億九千六百四十九万円で前年度当初より一億五千八百八十一万円の増となり、伸び率は、三十六・三パーセントです。

才　入

納めて頂く村税の総額は六千六百五十一万円で、予算全体の一一・二%にあたります。前年度当初と比べて一九・二%の伸びとなっています。

このうち、皆さんから直接納めていただく村民税、固定資産税、軽自動車税は、五千四百七十二万円で、これを村民一人当りで見ますと一万四千二百九十四円の負担となります。

又、村内のたばこ屋さんで買われるたばこ二十本入り一箱当りについて二十四円二十五銭が村の収入となるたばこ消費税は、八百八十四万円が見込まれています。

才入のなかでいちばん大きなウエイトを占める地方交付税は前年度より三・一%伸びて、才入全体の四一・九%を占めています。

村債は、庁舎完成年度で、そのため八千五百五十万円を見込んでおり、そのほか道路整備債三千三百三十万円、地盤沈下対策債四百七十万円、消防施設整備債百六十万円を見込み、予算全体の二十一%を占めています。
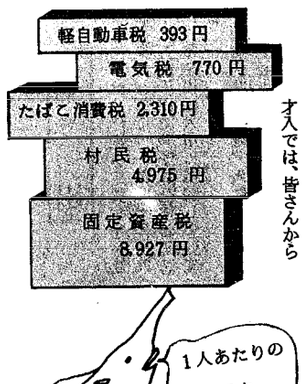
才入では、皆さんから